

(証券コード 4224)
平成28年6月9日

株 主 各 位

東京都墨田区緑四丁目15番3号
ロンシール工業株式会社
代表取締役社長 門 脇 進

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の平成28年熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル 11階（115号室）
3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第73期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.lonseal.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 第73期 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安・原油安を背景に企業収益や雇用環境の改善がみられたものの、個人消費の低迷や中国経済の景気減速、年明け以降の株価下落や円高傾向もあり、引き続き不透明な状況で推移いたしました。

建設業界及び合成樹脂加工品業界におきましては、需要の伸び悩みや販売競争の激化、労働力不足等により引き続き厳しい状況が続いております。

当社グループはこのような状況の下、営業力の強化と積極的な販売活動に努めてまいりましたが、当連結会計年度の連結売上高は、209億30百万円(前期比2.1%減)となりました。

損益面につきましては、当連結会計年度においても徹底したコストダウン及び諸経費の削減などの諸施策を実施してまいりました結果、営業利益は19億6百万円(前期比33.1%増)、経常利益は19億57百万円(前期比27.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は12億53百万円(前期比34.0%増)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

#### (合成樹脂加工品事業)

主力の建材製品は、住宅資材、壁装用品、輸出用床材が売上増となりましたが、国内床材、防水資材は売上減となりました。また、産業資材製品は、車両用床材、欧米向けフィルムが売上減となりました。

この結果、売上高は205億46百万円(前期比2.0%減)、営業利益は16億13百万円(前期比43.1%増)となりました。

#### (不動産賃貸事業)

不動産賃貸料収入は、売上高は3億84百万円(前期比3.0%減)、営業利益は2億93百万円(前期比4.1%減)となりました。

## 企業集団のセグメント別売上高

| 事業区分                 | 当 期         |            | 前 期         |            | 増 減         |            |
|----------------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
|                      | 金額<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 金額<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 金額<br>(百万円) | 増減率<br>(%) |
| 合 成 樹 脂<br>加 工 品 事 業 | 20,546      | 98.2       | 20,975      | 98.1       | △429        | △2.0       |
| 不 動 産<br>賃 貸 事 業     | 384         | 1.8        | 396         | 1.9        | △11         | △3.0       |
| 合 計                  | 20,930      | 100.0      | 21,371      | 100.0      | △441        | △2.1       |

### (2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資は、加工機、印刷・型押ロール、サーバー及び福利厚生施設など、総額4億91百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、国内経済は緩やかに持ち直すと見込まれることやオリンピック需要による景気拡大の期待感がある一方、公共投資の減少、販売競争の激化、原油価格の反転による原材料価格の上昇が懸念されるなど、引き続き厳しい状況が続く見通しです。

このような環境の下、当社グループは、引き続き生産性向上や経費削減に努め、事業環境の変化にスピーディーに対応できる体制整備と、事業基盤強化策を推し進め、さらに新製品や工法の開発を併せて実施し、安定した利益を確保し続ける企業への変革に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                    | 期別 | 第70期     | 第71期     | 第72期     | 第73期     |
|-----------------------|----|----------|----------|----------|----------|
|                       |    | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 |
| 売上高 (百万円)             |    | 19,188   | 21,018   | 21,371   | 20,930   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) |    | 549      | 774      | 935      | 1,253    |
| 1株当たり当期純利益            |    | 11円46銭   | 16円17銭   | 19円52銭   | 26円16銭   |
| 純資産 (百万円)             |    | 9,244    | 10,112   | 11,239   | 12,465   |
| 総資産 (百万円)             |    | 19,198   | 20,179   | 21,030   | 21,296   |

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金              | 出資比率       | 主な事業内容         |
|-----------------|------------------|------------|----------------|
| ロンシールインコーポレイテッド | US \$<br>390,000 | %<br>97.4  | 建材商品の仕入及び販売    |
| 株式会社ロンテクノ       | 千円<br>20,000     | %<br>100.0 | 建材商品の仕入・販売及び工事 |
| 龍喜陸 (上海) 貿易有限公司 | 千人民元<br>1,975    | %<br>100.0 | 建材商品の仕入及び販売    |

## (7) 主要な事業内容

当社グループの事業及び主要製品は次のとおりです。

### 合成樹脂加工品事業

- ・ 建築用床材（TVOC対策品、抗菌・抗ウイルス製品、ノーワックス製品）

教育施設、医療福祉施設、生産施設、マンション等の床材

抗ウイルス性床シート「ロンプロテクト」、ノーワックス床シート「CTシリーズ、ロンメディカ、サニタリウム」、一般用床シート「ロンリウムシリーズ」、発泡層付床シート「ロンフォームCT」、ファッション床シート「ロンクレオ、ロンMoku」、防滑性床シート「ロンマットME」、階段用床材「ロンステップME」、各種機能性床シート「ツートンリウム、IDフロアシリーズ、ロンクリーンリウム、プレスリウム」、機能性タイル「ロンタイルOA」、タイルカーペット「パーホロンタイルカーペット」

- ・ 屋上防水材

教育施設、医療福祉施設、オフィス、店舗、工場、マンション、一般住宅等の防水材

ロンブルーフェース、ベストプルーフ、ニューベストプルーフ、ベストプルーフシャネツ、ロンブルーシャネツ、ベストプルーフα

- ・ 環境対応防水システム

教育施設、医療福祉施設、店舗、工場、マンション、一般住宅の屋上緑化、遮熱材料による環境保護とヒートアイランド現象の緩和

太陽光パネル設置工法「PV支持架台」、遮熱防水仕様「ベストプルーフシャネツ」、「ロンブルーシャネツ」、長期防水保証システム「ロンブルーSP」、屋上緑化システム「ロングリーン仕様」

- ・ 壁装材（TVOC対策品、抗菌・抗ウイルス製品、消臭製品及び一般品）

教育施設、店舗、オフィス、マンション、医療福祉施設、一般住宅等の壁紙

- ・ 車両用床材

鉄道車両用、バス用の床材

- ・ 機能性フィルム

印刷用化粧フィルム、保護フィルム、半導体用キャリアーフイルム、抗ウイルス性フィルム

- ・ 工事業

各種防水工事及び室内装飾内装工事

### 不動産賃貸事業

- ・ ショッピングセンター施設

(8) 主要な事業所

①当社

本 社 (東京都墨田区)

本 社 分 室 (東京都墨田区)

大 阪 支 店 (大阪市淀川区)

営 業 所 札幌、仙台、北関東、土浦、東京、首都圏、横浜、名古屋、  
大阪、広島、福岡

土 浦 事 業 所 (茨城県土浦市)

貸 貸 施 設 (東京都葛飾区)

②子会社

ロンシールインコーポレイテッド (米国カリフォルニア州)

株式会社ロンテクノ (東京都豊島区)

龍喜陸(上海)貿易有限公司 (中国上海市)

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前期末比 |
|------|------|
| 424名 | 7名増加 |

②当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|------|-------|--------|
| 372名 | 8名増加 | 40.4歳 | 15.2年  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
2. 上記従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先             | 借入金残高      |
|-------------------|------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 452<br>百万円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 358        |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株  
(2) 発行済株式総数 48,253,094株 (自己株式341,996株を含む)  
(3) 株 主 数 4,801名  
(4) 大 株 主 (上位10名)

| 株 主 名                           | 持 株 数  | 持株比率  |
|---------------------------------|--------|-------|
|                                 | 千株     | %     |
| 東ソー株式会社                         | 15,478 | 32.30 |
| K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4 | 4,897  | 10.22 |
| 株式会社みずほ銀行                       | 2,112  | 4.41  |
| 株式会社りそな銀行                       | 1,000  | 2.08  |
| 東京海上日動火災保険株式会社                  | 910    | 1.89  |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社              | 657    | 1.37  |
| 保 義一                            | 602    | 1.25  |
| 日本生命保険相互会社                      | 531    | 1.10  |
| 日本証券金融株式会社                      | 511    | 1.06  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)       | 495    | 1.03  |

(注) 持株比率は、自己株式(341,996株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名   | 地位及び担当                                                             | 重要な兼職の状況           |
|------|--------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 門脇進  | 代表取締役社長                                                            |                    |
| 田中利彦 | 取締役兼常務執行役員<br>（土浦事業所長 兼土浦事業所生産技術部長 設備管理部 環境安全部 品質保証部 研究・開発部 購買部担当） |                    |
| 稲葉英介 | 取締役兼常務執行役員<br>（人事・総務部 経理部）<br>監査室担当                                |                    |
| 中瀬雅廣 | 取締役兼常務執行役員<br>（建築事業部長 マーケティング部担当）                                  |                    |
| 田中裕三 | 取締役兼執行役員<br>（経営管理部 情報システム部担当 購買部副担当）                               | 龍喜陸（上海）貿易有限公司董事    |
| 土谷敏夫 | 取締役兼執行役員<br>（壁装事業部長 開発事業部担当）                                       | ロンシールインコーポレイテッド取締役 |
| 江森正光 | 取締役兼執行役員<br>（防水事業部長 兼大阪支店長）<br>住宅事業部担当                             | 株式会社ロンテクノ代表取締役会長   |
| 大石秀夫 | 取締役                                                                |                    |
| 河本浩爾 | 取締役                                                                | 東ソー株式会社取締役         |
| 井上方木 | 監査役（常勤）                                                            |                    |
| 平山達也 | 監査役（常勤）                                                            | 株式会社ロンテクノ監査役       |
| 米澤啓  | 監査役                                                                |                    |
| 竹中政広 | 監査役                                                                |                    |

- (注) 1. 取締役のうち大石秀夫氏及び河本浩爾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、大石秀夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
2. 監査役のうち米澤啓氏及び竹中政広氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当期中の取締役及び監査役の異動
- ① 取締役 江森正光氏、大石秀夫氏及び河本浩爾氏は平成27年6月26日開催の第72回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
  - ② 取締役 多部信野氏及び江守新八郎氏は平成27年6月26日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
  - ③ 監査役 平山達也氏及び米澤啓氏は平成27年6月26日開催の第72回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
  - ④ 監査役 遠竹行紀氏は平成27年6月26日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
  - ⑤ 監査役 和深美紀雄氏は平成27年6月26日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 員数         | 報酬等の総額                  |
|------------------|------------|-------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 11<br>(3)名 | 千円<br>98,721<br>(5,505) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 6<br>(3)   | 27,819<br>(3,519)       |
| 合計               | 17         | 126,540                 |

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役2名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

当該事業年度における主な活動の状況

社外取締役大石秀夫氏は、取締役就任後の当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち、13回出席し、他社での経営者としての豊富な経験、知見を有する立場に必要な発言を適宜行いました。

社外取締役河本浩爾氏は、取締役就任後の当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち、12回出席し、他社での経営者としての豊富な経験、知見及び財務・会計に関する適切な知見を有する立場に必要な発言を適宜行いました。

社外監査役米澤啓氏は、監査役就任後の当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち、13回出席し、また、監査役就任後の当事業年度中に開催した7回の監査役会のうち、7回出席し、経理に関する豊富な経験、知見を有する立場に必要な発言を適宜行いました。

社外監査役竹中政広氏は、当事業年度中に開催した17回の取締役会のうち、15回出席し、また、当事業年度中に開催した10回の監査役会のうち、9回出席し、経理に関する豊富な経験、知見を有する立場に必要な発言を適宜行いました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

聖橋監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

25,000千円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

#### 2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

### (6) 子会社の監査の状況

当社子会社ロンシールインコーポレイテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

## 6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンス行動指針を制定し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

ア. 当社グループは、社会から信頼され、広く社会にとって有用な存在であり続けるため、法令・定款、社内規程等と共に社会規範を遵守して企業活動を行うこと、即ち、コンプライアンス経営を実現していく。

イ. コンプライアンス体制に係る規程としてコンプライアンス規程を制定する。

ウ. コンプライアンス推進担当部署は経営管理部とする。

エ. コンプライアンスの教育を行う。

オ. コンプライアンスの状況を定期的に取り締役に報告する。

カ. コンプライアンスの相談窓口を監査室（内部監査部門）とする。

通報者に対して、通報による不利益がないことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する文書管理規程を制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁媒体（以下、文書等という）で記録・保存する。

ア. 取締役及び監査役は取締役の職務に係る文書等を随時閲覧できるものとする。

イ. 経営に係る文書等の保管担当部署は経営管理部とする。

ウ. 経営に係る文書等の保存期限は文書の種類毎に別途定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理体制を次の通り整備する。

ア. リスク管理に関する基本方針等を定めたリスク管理基本規程を定める。

イ. リスク管理は統括管理を経営管理部が分掌し、カテゴリー毎のリスクは各リスクの当該部署が分掌する。

ウ. リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社グループは既に経営の効率化のための諸施策を実施してきたが、更なる効率化を目指す。
- ア. 職務権限及び意思決定ルール  
組織の変更毎に職務権限及び意思決定ルールを見直し、より速く、適切な意思決定ができるものとする。
- イ. 予算の策定及び期中のレビュー  
目標に照らしたレビューを行い、達成度合い・達成精度を更に高める。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループは、グループでの業務の適正を確保するために、次の通り整備する。
- ア. 当社は、子会社の管理運営に関する規程を制定し、その適正な運用を図る。
- イ. 子会社は、当社のリスク管理体制に準じた自律的な管理体制を構築・運用し、当社は適切な報告を求める。
- ウ. 子会社は、職務権限及び意思決定のルールを明確化し、当社は適切な管理及び指導を行う。
- エ. 当社は、当社グループのコンプライアンス行動指針を子会社へ周知徹底する。
- ⑥ 反社会的勢力との関係を遮断するための体制  
当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、担当部署を人事・総務部と定め、教育・研修の実施、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との基本契約約款に反社会的勢力排除条項明記など、実践的運用のための社内体制を整備し徹底する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 当社は、内部監査部門が監査役の職務の補助及び監査役会事務局業務を兼務する。
- イ. 内部監査部門の主要な人事については監査役と事前に協議する。
- ウ. 監査役がその職務を補助すべき使用人について、当該使用人の取締役からの独立性、監査役の指示の実効性を確保するための体制に関し監査役から要請があれば協議の上、協力する。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社の取締役等及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に遅滞なく報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- イ. 内部監査状況（内部統制システムの状況を含む）及びリスク管理に関する状況、並びに社内通報制度に関する通報状況については監査役へ遅滞なく報告する。
- ウ. 上記ア. に関して、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 社長は、監査役と定期的な会合を開催し、経営全般に亘る事項について意見交換を行う。
- イ. 監査役は、内部監査部門及び会計監査人から適宜報告を受け、相互連携を図る。
- ウ. 監査役が職務の執行上必要と認める費用又は債務の処理について、会社に請求することができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記（１）の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況を調査し取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、体制の整備または運用の見直しを行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度の運用状況としましては、社内研修におけるコンプライアンス教育の実施、内部通報制度の更なる徹底を図るため当該制度の概要を新たにイントラネットへ掲載し、相談先及び相談・通報したことにより不利益を被らないことを周知し、ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針の認知度向上に努めました。

また、コンプライアンスとリスクの管理状況は取締役会に報告し、状況を確認の上、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制強化を図っております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、以下の経営方針を支持する者が、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えています。

### 【経営方針】

当社は、『ステークホルダーの信頼に応え続けること』を経営の基本としています。その為に、健全な経営システムのもと、企業価値の向上を目指し、更なるコーポレートガバナンスの強化が重要であると認識しています。

コーポレートガバナンスの基本方針は次のとおりです。

- ① 経営のスピードアップと事業遂行力の向上
- ② 企業行動の透明性と健全性の確保
- ③ 適時かつ適切な情報開示及びアカウンタビリティ（説明責任）の充実

なお、上記の経営方針に照らして不適切な者が当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や第三者（独立社外者）とも協議のうえ、次の３項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ・当該措置が上記の経営方針に沿うものであること
- ・当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- ・当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、永続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本としております。利益還元の目標としては、連結当期純利益の15%～30%を目安とし、内部留保及び事業環境等を勘案し決定します。

このような方針の下、第73期の期末配当につきましては、平成28年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

なお、当期の1株当たりの年間配当金は、前期に比べ1円の増配となりました。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき4円                      総額 191,644,392円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|--------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| (資産の部)             | (21,296,533)      | (負債の部)           | (8,831,009)       |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>14,924,168</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>7,035,056</b>  |
| 現金・預金              | 4,898,455         | 支払手形・買掛金         | 2,431,147         |
| 受取手形・売掛金           | 5,766,066         | 電子記録債務           | 1,648,735         |
| 電子記録債権             | 719,239           | 短期借入金            | 880,000           |
| 商品及び製品             | 2,277,156         | 一年以内に返済予定の長期借入金  | 496,280           |
| 仕掛品                | 177,343           | リース債務            | 1,145             |
| 原材料及び貯蔵品           | 584,405           | 未払金              | 696,391           |
| 繰延税金資産             | 355,168           | 未払法人税等           | 365,763           |
| その他の流動資産           | 150,476           | 預り金              | 15,311            |
| 貸倒引当金              | △4,142            | 賞与引当金            | 261,913           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>6,372,364</b>  | 設備関係支払手形         | 46,988            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>5,322,869</b>  | その他の流動資産         | 191,380           |
| 建物及び構築物            | 2,020,358         | <b>固 定 負 債</b>   | <b>1,795,952</b>  |
| 機械装置及び運搬具          | 485,857           | 長期借入金            | 537,780           |
| 工具・器具・備品           | 372,511           | リース債務            | 289               |
| 土地                 | 2,433,542         | 預り保証金            | 1,056,475         |
| リース資産              | 1,274             | 退職給付に係る負債        | 61,903            |
| 建設仮勘定              | 9,325             | 繰延税金負債           | 139,503           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>69,405</b>     | (純資産の部)          | (12,465,523)      |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>980,089</b>    | <b>株 主 資 本</b>   | <b>12,025,961</b> |
| 投資有価証券             | 855,044           | 資本金              | 5,007,917         |
| その他の投資その他の資産       | 143,319           | 資本剰余金            | 4,120,573         |
| 貸倒引当金              | △18,274           | 利益剰余金            | 2,941,101         |
|                    |                   | 自己株式             | △43,631           |
|                    |                   | その他の包括利益累計額      | <b>422,745</b>    |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金     | 377,964           |
|                    |                   | 為替換算調整勘定         | 44,780            |
|                    |                   | <b>非支配株主持分</b>   | <b>16,816</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>21,296,533</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>21,296,533</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額        |
|-------------------------------|------------|
| 売 上 高                         | 20,930,372 |
| 売 上 原 価                       | 13,043,909 |
| 売 上 総 利 益                     | 7,886,463  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 5,979,557  |
| 営 業 利 益                       | 1,906,905  |
| 営 業 外 収 益                     |            |
| 受 取 利 息                       | 235        |
| 受 取 配 当 金                     | 21,245     |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益             | 85,046     |
| 106,528                       |            |
| 営 業 外 費 用                     |            |
| 支 払 利 息                       | 32,540     |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用             | 23,433     |
| 55,974                        |            |
| 経 常 利 益                       | 1,957,459  |
| 特 別 利 益                       | —          |
| 特 別 損 失                       |            |
| 固 定 資 産 売 却 損                 | 6,176      |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 54,374     |
| 60,551                        |            |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 1,896,908  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 651,669    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △11,323    |
| 当 期 純 利 益                     | 1,256,561  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 3,346      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 1,253,215  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 項 目                       | 株 主 資 本   |           |           |         |            |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
|                           | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                 | 5,007,917 | 4,120,573 | 1,831,636 | △42,623 | 10,917,505 |
| 当 期 変 動 額                 |           |           |           |         |            |
| 剰余金の配当                    |           |           | △143,751  |         | △143,751   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |           |           | 1,253,215 |         | 1,253,215  |
| 自己株式の取得                   |           |           |           | △1,008  | △1,008     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |         |            |
| 当期変動額合計                   | —         | —         | 1,109,464 | △1,008  | 1,108,456  |
| 当 期 末 残 高                 | 5,007,917 | 4,120,573 | 2,941,101 | △43,631 | 12,025,961 |

(単位：千円)

| 項 目                       | その他の包括利益累計額      |              |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計      |
|---------------------------|------------------|--------------|-------------------|---------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括利<br>益累計額合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高                 | 259,068          | 47,002       | 306,071           | 15,492  | 11,239,068 |
| 当 期 変 動 額                 |                  |              |                   |         |            |
| 剰余金の配当                    |                  |              |                   |         | △143,751   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                  |              |                   |         | 1,253,215  |
| 自己株式の取得                   |                  |              |                   |         | △1,008     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 118,895          | △2,221       | 116,674           | 1,324   | 117,998    |
| 当期変動額合計                   | 118,895          | △2,221       | 116,674           | 1,324   | 1,226,454  |
| 当 期 末 残 高                 | 377,964          | 44,780       | 422,745           | 16,816  | 12,465,523 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称  
ロンシールインコーポレイテッド  
株式会社ロンテクノ  
龍喜陸（上海）貿易有限公司

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のロンシールインコーポレイテッド及び、龍喜陸（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であり、当連結計算書類の作成にあたり同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券 償却原価法

イ. その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

##### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ③デリバティブの評価基準

時価法（ただし、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、為替予約取引については振当処理を採用）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

ア. リース資産以外の有形固定資産 定額法

イ. リース資産 定額法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

##### ②無形固定資産

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

##### ③長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理をしております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段

金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象

借入金、外貨建（予定）取引残高

ウ. ヘッジ方針 借入金の利息相当額の範囲内及び外貨建（予定）取引残高の範囲内で、必要に応じてヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法 主にヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段についてそれぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較してヘッジの有効性の判定を行っています。但し、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引及び振当処理の要件を満たしている為替予約の場合は、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当社は適格退職年金制度の廃止日（平成15年6月30日）における自己都合要支給額から当該時点における年金資産を控除した金額に基づき、子会社は当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

③完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事は、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

④消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

## 6. 追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.0%、平成30年4月1日以降のものについては29.7%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が477千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が8,723千円、その他有価証券評価差額金が8,245千円増加しております。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係わる債務

##### (1) 担保に供している資産

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 土地                       | 964,065千円 |
| 建物及び構築物                  | 454,306千円 |
| 機械装置及び運搬具並びに<br>工具・器具・備品 | 565,870千円 |

##### (2) 担保に係わる債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 562,080千円 |
| 短期借入金 | 448,800千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,657,439千円

3. 手形割引高 28,800千円

#### 4. 手形債権の流動化

当社は、手形債権の流動化を行っております。

受取手形の債権流動化による譲渡高 89,558千円

なお、受取手形の流動化に伴い、信用補充目的の留保金額38,330千円をその他の流動資産に含めて表示しております。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 84,253,094株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 143,751        | 3.00            | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年5月12日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 191,644        | 4.00            | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

#### 3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金の調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形・売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、販売取引先管理規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、株式であり、上場株式会社については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払金利の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスク回避を目的としております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分                    | 連結貸借対照表計上額 (*1) | 時価 (*1)     | 差額      |
|-----------------------|-----------------|-------------|---------|
| (1) 現金・預金             | 4,898,455       | 4,898,455   | —       |
| (2) 受取手形・売掛金          | 5,766,066       |             |         |
| (3) 電子記録債権            | 719,239         |             |         |
| 貸倒引当金(*2)             | △4,142          |             |         |
|                       | 6,481,163       | 6,481,163   | —       |
| (4) 投資有価証券            |                 |             |         |
| その他有価証券               | 830,310         | 830,310     | —       |
| (5) 支払手形・買掛金          | (2,431,147)     | (2,431,147) | —       |
| (6) 電子記録債務            | (1,648,735)     | (1,648,735) | —       |
| (7) 短期借入金             | (880,000)       | (880,000)   | —       |
| (8) 長期借入金(1年以内返済予定含む) | (1,034,060)     | (1,039,717) | (5,657) |

(\*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(\*2)受取手形・売掛金並びに電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形・売掛金並びに (3) 電子記録債権

これらは信用リスクを把握することが困難なため、貸倒引当金をリスクとみなし、受取手形・売掛金並びに電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除した価額をもって時価としております。

#### (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形・買掛金、(6) 電子記録債務並びに (7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金(1年以内返済予定含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額24,734千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。また、預り保証金(連結貸借対照表計上額1,056,475千円)については、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都葛飾区四つ木において、ショッピングセンター施設(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価        |
|------------|-----------|
| 1,154,423  | 4,130,000 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づいた鑑定評価であります。

1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 259円83銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 26円16銭  |

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会に、単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)、株式の併合(10株を1株に併合)及び発行可能株式総数の変更(90,000千株から9,000千株に変更)に係る議案を付議することを決議しました。

なお、本議案が株主総会において可決承認された場合、株式併合等の効力発生日はいずれも平成28年10月1日を予定しております。

当該株式併合等が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりとなります。

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 2,598円29銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 261円55銭   |

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| (資産の部)          | (20,301,972)      | (負債の部)           | (8,483,706)       |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,738,112</b> | <b>流動負債</b>      | <b>6,774,178</b>  |
| 現金・預金           | 4,042,885         | 支払手形             | 392,742           |
| 受取手形            | 2,338,199         | 電子記録債権           | 1,648,735         |
| 電子記録債権          | 645,699           | 買掛金              | 1,924,376         |
| 売掛金             | 3,691,243         | 短期借入金            | 880,000           |
| 未収入金            | 154,343           | 1年以内返済予定の長期借入金   | 496,280           |
| 前払費用            | 8,346             | リース債務            | 1,145             |
| 商品及び製品          | 1,943,600         | 未払金              | 686,915           |
| 仕掛品             | 123,315           | 未払法人税等           | 328,225           |
| 原材料及び貯蔵品        | 584,405           | 未払費用             | 67,565            |
| 繰延税金資産          | 173,465           | 預り金              | 14,866            |
| その他の流動資産        | 32,605            | 賞与引当金            | 247,100           |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,563,860</b>  | 設備関係支払手形         | 46,988            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,390,728</b>  | その他の流動負債         | 39,237            |
| 建物              | 1,825,748         | <b>固定負債</b>      | <b>1,709,528</b>  |
| 構築物             | 195,290           | 長期借入金            | 537,780           |
| 機械及び装置          | 482,342           | リース債務            | 289               |
| 車両運搬具           | 1,174             | 預り保証金            | 982,832           |
| 工具・器具・備品        | 364,909           | 退職給付引当金          | 48,358            |
| 土地              | 2,510,662         | 繰延税金負債           | 140,267           |
| リース資産           | 1,274             |                  |                   |
| 建設仮勘定           | 9,325             |                  |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>66,611</b>     | (純資産の部)          | (11,818,265)      |
| 施設利用権           | 20,947            | <b>株主資本</b>      | <b>11,452,882</b> |
| 営業所有権           | 679               | 資本金              | 5,007,917         |
| ソフトウェア          | 28,084            | 資本剰余金            | 4,120,573         |
| ソフトウェア仮勘定       | 16,900            | 資本準備金            | 4,120,573         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,106,520</b>  | 利益剰余金            | 2,368,021         |
| 投資有価証券          | 823,854           | 利益準備金            | 311,900           |
| 関係会社株式          | 181,380           | その他利益剰余金         | 2,056,121         |
| 長期貸付金           | 692               | 繰越利益剰余金          | 2,056,121         |
| 差入保証金           | 28,954            | <b>自己株式</b>      | <b>△43,631</b>    |
| 長期前払費用          | 54,909            | 評価・換算差額等         | 365,383           |
| その他の投資その他の資産    | 32,436            | その他有価証券評価差額金     | 365,383           |
| 貸倒引当金           | △15,706           |                  |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>20,301,972</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>20,301,972</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |            |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 18,646,393 |
| 売 上 原 価               |         | 12,089,836 |
| 売 上 総 利 益             |         | 6,556,557  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 4,995,754  |
| 営 業 利 益               |         | 1,560,803  |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息               | 160     |            |
| 受 取 配 当 金             | 165,134 |            |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益     | 84,210  | 249,505    |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 32,305  |            |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用     | 16,238  | 48,544     |
| 経 常 利 益               |         | 1,761,764  |
| 特 別 利 益               |         | —          |
| 特 別 損 失               |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 6,176   |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 54,374  | 60,551     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 1,701,213  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 490,000    |
| 法 人 税 等 調 整 額         |         | 11,083     |
| 当 期 純 利 益             |         | 1,200,129  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 項 目                           | 株 主 資 本   |           |           |                                    |              |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------------------------------|--------------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利 益 剰 余 金 |                                    |              |
|                               |           | 資本準備金     | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 5,007,917 | 4,120,573 | 311,900   | 999,743                            | 1,311,643    |
| 当 期 変 動 額                     |           |           |           |                                    |              |
| 剰余金の配当                        |           |           |           | △143,751                           | △143,751     |
| 当期純利益                         |           |           |           | 1,200,129                          | 1,200,129    |
| 自己株式の取得                       |           |           |           |                                    |              |
| 株主資本以外の<br>項目の当期中の<br>変動額(純額) |           |           |           |                                    |              |
| 当期変動額合計                       | —         | —         | —         | 1,056,377                          | 1,056,377    |
| 当 期 末 残 高                     | 5,007,917 | 4,120,573 | 311,900   | 2,056,121                          | 2,368,021    |

(単位：千円)

| 項 目                           | 株 主 資 本 |            | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等   | 純資産合計      |
|-------------------------------|---------|------------|----------------------|------------|
|                               | 自 己 株 式 | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |            |
| 当 期 首 残 高                     | △42,623 | 10,397,512 | 251,584              | 10,649,096 |
| 当 期 変 動 額                     |         |            |                      |            |
| 剰余金の配当                        |         | △143,751   |                      | △143,751   |
| 当期純利益                         |         | 1,200,129  |                      | 1,200,129  |
| 自己株式の取得                       | △1,008  | △1,008     |                      | △1,008     |
| 株主資本以外の<br>項目の当期中の<br>変動額(純額) |         |            | 113,799              | 113,799    |
| 当期変動額合計                       | △1,008  | 1,055,369  | 113,799              | 1,169,168  |
| 当 期 末 残 高                     | △43,631 | 11,452,882 | 365,383              | 11,818,265 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 償却原価法

② 子会社株式 総平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (3) デリバティブの評価基準

時価法（ただし、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、為替予約取引については振当処理を採用）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産 定額法

② リース資産 定額法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法  
によっております。

##### (2) 無形固定資産

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

##### (3) 長期前払費用

均等償却

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、適格退職年金制度の廃止日（平成15年6月30日）における自己都合要支給額から当該時点における年金資産を控除した金額に基づいて計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理をしております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段  
金利スワップ取引、為替予約取引  
ヘッジ対象

③ヘッジ方針 借入金、外貨建(予定)取引残高  
借入金の利息相当額の範囲内及び外貨建(予定)取引残高の範囲内で、必要に応じてヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法 主にヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段についてそれぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較してヘッジの有効性の判定を行っています。但し、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている為替予約の場合は、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係わる債務

(1) 担保に供している資産

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 土 地                   | 964,065千円 |
| 建物及び構築物               | 454,306千円 |
| 機械及び装置並びに<br>工具・器具・備品 | 565,870千円 |

(2) 担保に係わる債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 562,080千円 |
| 短期借入金 | 448,800千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

19,572,754千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|            |           |
|------------|-----------|
| (1) 短期金銭債権 | 949,881千円 |
| (2) 短期金銭債務 | 186,261千円 |

4. 手形債権の流動化

手形債権の流動化を行っております。

受取手形の債権流動化による譲渡高 89,558千円

なお、受取手形の流動化に伴い、信用補完目的の留保金額38,330千円を未収入金に含めて表示しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 売 上 高      | 3,418,399千円 |
| 仕 入 高      | 552,160千円   |
| 営業取引以外の取引高 | 148,316千円   |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

|         |          |
|---------|----------|
| 普 通 株 式 | 341,996株 |
|---------|----------|

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

|          |           |
|----------|-----------|
| 退職給付引当金  | 14,385千円  |
| 賞与引当金    | 74,055千円  |
| 未払事業税    | 25,461千円  |
| その他      | 100,407千円 |
| 繰延税金資産小計 | 214,310千円 |

|        |           |
|--------|-----------|
| 評価性引当額 | △26,451千円 |
|--------|-----------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産合計 | 187,859千円 |
|----------|-----------|

繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 154,661千円 |
|--------------|-----------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金負債合計 | 154,661千円 |
|----------|-----------|

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産の純額 | 33,197千円 |
|-----------|----------|

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.0%、平成30年4月1日以降のものについては29.7%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が336千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が8,449千円、その他有価証券評価差額金が8,112千円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類       | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地   | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は<br>職業    | 議決権等の所<br>有(被所有)割<br>合(%) | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容  | 取引金額(千円) | 科目  | 期末残高(千円) |
|----------|----------------|-------|------------------|------------------|---------------------------|-----------------|--------|----------|-----|----------|
| その他の関係会社 | 東ソー㈱           | 東京都港区 | 55,173,160       | ソーダ・石油化学製品等の製造販売 | (被所有)直接32.5               | 原材料の仕入<br>役員の兼任 | 原材料の仕入 | 385,544  | 買掛金 | 166,784  |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。

2. 関連会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名  | 所在地        | 資本金又は出資金<br>(千円)    | 事業の内容又は<br>職業  | 議決権等の所<br>有(被所有)割<br>合(%) | 関連当事者<br>との関係    | 取引の内容            | 取引金額(千円)            | 科目          | 期末残高(千円)          |
|-----|-----------------|------------|---------------------|----------------|---------------------------|------------------|------------------|---------------------|-------------|-------------------|
| 子会社 | ロンシールインコーポレイテッド | 米国カリフォルニア州 | 81,383<br>(390千米ドル) | 建材商品の仕入及び販売    | 97.4                      | 建材製品の販売<br>役員の兼任 | 建材製品の販売<br>受取配当金 | 1,041,371<br>76,859 | 売掛金<br>未収入金 | 230,561<br>76,859 |
| 子会社 | ㈱ロンテクノ          | 東京都豊島区     | 20,000              | 建材商品の仕入・販売及び工事 | 100.0                     | 建材製品の販売<br>役員の兼任 | 建材製品の販売<br>受取配当金 | 2,303,835<br>67,700 | 売掛金         | 640,769           |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。

受取配当金については、子会社の当期純利益に基づき協議の上決定しています。

3. 兄弟会社等

| 種類           | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地    | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は<br>職業 | 議決権等の所<br>有(被所有)割<br>合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容           | 取引金額(千円)            | 科目  | 期末残高(千円) |
|--------------|----------------|--------|------------------|---------------|---------------------------|---------------|-----------------|---------------------|-----|----------|
| その他の関係会社の子会社 | 東ソー物流㈱         | 山口県周南市 | 1,200,000        | 荷役業務の受託・配送業務  | —                         | 荷役業務の受託・配送業務  | 請負業務等<br>賃貸料の受取 | 1,515,463<br>36,163 | 未払金 | 345,539  |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

246円67銭

1株当たり当期純利益

25円05銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会に、単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)、株式の併合(10株を1株に併合)及び発行可能株式総数の変更(90,000千株から9,000千株に変更)に係る議案を付議することを決議しました。

なお、本議案が株主総会において可決承認された場合、株式併合等の効力発生日はいずれも平成28年10月1日を予定しております。

当該株式併合等が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額

2,466円71銭

1株当たり当期純利益

250円48銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

ロンシール工業株式会社

取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員 公認会計士 平山 昇 ㊟

業務執行社員

指定社員 公認会計士 朝長 義郎 ㊟

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロンシール工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロンシール工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月 9日

ロンシール工業株式会社  
取締役会 御中

聖橋監査法人  
指定社員 公認会計士 平山 昇 ㊟  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 朝長 義郎 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロンシール工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

ロンシール工業株式会社 監査役会

常勤監査役 井上方木 ㊟

常勤監査役 平山達也 ㊟

社外監査役 米澤 啓 ㊟

社外監査役 竹中政広 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 株式併合の件

##### 1. 株式の併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

##### 2. 株式併合の内容

- (1) 当社発行済株式総数48,253,094株について、10株を1株に併合して、4,825,309株といたします。
- (2) 株式の併合の効力発生日  
平成28年10月1日といたします。
- (3) 株式の併合の効力発生日における発行可能株式総数  
平成28年10月1日をもって定款第5条を変更し、発行可能株式総数を90,000,000株から9,000,000株に変更いたします。

##### 3. その他

その他必要事項に関しましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

- (1) 第1号議案に係る株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を現在の90,000,000株から9,000,000株とするため、定款第5条を変更するものであります。

- (2) 全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、定款第6条を変更するものであります。
- (3) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設された監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、執行役員制度の導入や社外取締役の複数選任などコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に継続的に取り組んで参りました。今般、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し、迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することができる監査等委員会設置会社に移行することとしたものです。これに伴い、監査等委員や監査等委員会に係る規定の新設、取締役や取締役会に係る規定の変更、取締役会決議を要件とした重要な業務執行決定の取締役への委任に係る規定の新設および監査役や監査役会に係る規定の削除等、必要な変更を行います。
- (4) 本定款第5条および第6条の変更は、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力発生日をもって削除するものといたします。
- (5) その他、相談役および顧問に関する規定を削除するほか、上記条文の新設に伴い、条数を変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款                         | 変 更 案                             |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| 第1章 総 則                         | 第1章 総 則                           |
| 第1条～第4条 (条文省略)                  | 第1条～第4条 (現行どおり)                   |
| 第2章 株 式                         | 第2章 株 式                           |
| 第5条 (発行可能株式総数)<br>当社の発行可能株式総数は  | 第5条 (発行可能株式総数)<br>当社の発行可能株式総数は900 |
| 9,000万株とする。                     | 万株とする。                            |
| 第6条 (単元株式数)<br>当社の単元株式数は1,000株と | 第6条 (単元株式数)<br>当社の単元株式数は100株と     |
| する。                             | する。                               |
| 第7条～第11条 (条文省略)                 | 第7条～第11条 (現行どおり)                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>                                                                                        | <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>                                                                                                                                                                                                 |
| <p>第12条～第19条 (条文省略)</p>                                                                                                              | <p>第12条～第19条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>                                                                                  | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>                                                                                                                                                                                           |
| <p>第20条 (取締役の定員)<br/>当社の取締役は 3 名以上とする。</p>                                                                                           | <p>第20条 (取締役の定員)<br/>当社の<u>監査等委員でない取締役</u>は 3 名以上とし、<u>監査等委員である取締役は 3 名以上とする。</u></p>                                                                                                                                                         |
| <p>第21条 (取締役の選任)<br/>取締役は株主総会の決議によって選任する。<br/>(新設)</p> <p>2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>第21条 (取締役の選任)<br/>取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                          |
| <p>第22条 (取締役の任期)<br/>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>(新設)</p>                                             | <p>第22条 (取締役の任期)<br/>取締役の任期は、<u>監査等委員でない取締役については選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、監査等委員である取締役については選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第23条 (条文省略)                                                                                                                                                   | 第23条 (現行どおり)                                                                                                                                                                 |
| <p>第24条 (代表取締役および役付取締役)<br/>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                               | <p>第24条 (代表取締役および役付取締役)<br/>代表取締役は、取締役会の決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>第25条 (報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                   | <p>第25条 (報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員でない取締役の報酬等と監査等委員である取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定</u>める。</p>                   |
| <p>第26条 (取締役会規則)<br/>取締役会に関する事項については法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>                                                                                | <p>第26条 (取締役会規則)<br/>取締役会に関する事項については法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>                                                                                              |
| <p>第27条 (取締役会の招集通知)<br/>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。ただし緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第27条 (取締役会の招集通知)<br/>取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し、会日の3日前にこれを発</u>する。ただし緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第28条 (取締役会の決議方法等)<br/>           取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。<br/>           2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議をのべたときはこの限りでない。</u></p> | <p>第28条 (重要な業務執行の決定の委任)<br/> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (取締役会の決議方法等)<br/>           取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。<br/>           2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>第29条 (相談役および顧問)<br/> <u>取締役会の決議により相談役および顧問若干名を置くことができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                           | <p style="text-align: center;">(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>第30条 (条文省略)<br/>           第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>第30条 (現行どおり)<br/>           第5章 <u>監査等委員会</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>第31条 (監査役および監査役会の設置)<br/> <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                  | <p style="text-align: center;">(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>第32条 (監査役の定員)<br/> <u>当会社の監査役は3名以上とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                            | <p style="text-align: center;">(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                              | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>第33条 <u>(監査役の選任)</u><br/> <u>監査役は、株主総会の決議によつて選任する。</u><br/> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>        | (削除)  |
| <p>第34条 <u>(監査役の任期)</u><br/> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除)  |
| <p>第35条 <u>(常勤の監査役)</u><br/> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を決議によって選定する。</u></p>                                                                              | (削除)  |
| <p>第36条 <u>(報酬等)</u><br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                        | (削除)  |
| <p>第37条 <u>(監査役会規則)</u><br/> <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める</u></p>                                                                 | (削除)  |
| <p>第38条 <u>(監査役会の招集通知)</u><br/> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>                                          | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                          | 変 更 案                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第39条 (監査役会の決議方法)                                                                                                                 | (削除)                                                                         |
| <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                                  |                                                                              |
| 第40条 (監査役の実任免除)                                                                                                                  | (削除)                                                                         |
| <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>                                    |                                                                              |
| <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |                                                                              |
| (新設)                                                                                                                             | 第31条 (監査等委員会の設置)                                                             |
| (新設)                                                                                                                             | <p>当社は、監査等委員会を置く。</p>                                                        |
|                                                                                                                                  | <p>第32条 (常勤の監査等委員)</p> <p>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |
| (新設)                                                                                                                             | 第33条 (監査等委員会の招集通知)                                                           |
|                                                                                                                                  | <p>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条 (条文省略)</p> <p>第44条 (報酬等)<br/>           会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>第34条 <u>(監査等委員会の決議方法)</u><br/> <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第35条 <u>(監査等委員会規則)</u><br/> <u>監査等委員会に関する事項については法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u><br/>           第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (報酬等)<br/>           会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>第 5 条 (発行可能株式総数) および第 6 条 (単元株式数) の変更は、平成28年10月 1 日をもって効力が発生するものとする。</u><br/> <u>なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |

### 第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役9名は、定款第22条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して監査等委員でない取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | かどわき すずむ<br>門脇 進<br>(昭和27年3月2日生)   | 昭和49年5月 東洋曹達工業(株) (現東ソー(株)) 入社<br>平成14年6月 東ソー(株)ポリマー事業部機能性ポリマー部長<br>平成17年6月 同社理事東曹(広州)化工有限公司 董事総経理<br>平成22年6月 同社取締役有機化成成品事業部長<br>平成23年6月 同社取締役機能商品セクター副セクター長兼有機化成成品事業部長<br>平成24年6月 当社代表取締役社長(現在に至る)                                                                                                                                | 60,000株            |
|       |                                    | 監査等委員でない取締役候補者とした理由<br>平成24年より当社の代表取締役社長を務め経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社経営の一層の推進、コーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し取締役候補者となりました。                                                                                                                                                                                                               |                    |
| 2     | たなか としひこ<br>田中 利彦<br>(昭和31年3月21日生) | 昭和55年4月 東洋曹達工業(株) (現東ソー(株)) 入社<br>平成14年6月 大洋塩ビ(株)技術サービスグループ部長<br>平成17年6月 同社四日市工場長<br>平成21年6月 プラス・テック(株)取締役技術生産本部長<br>平成25年5月 東ソー(株)理事<br>平成25年6月 当社常務取締役土浦事業所長 設備環境管理部、品質保証部、研究・開発部担当<br>平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員土浦事業所長 設備管理部、環境安全部、品質保証部、研究・開発部、購買部担当<br>平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員土浦事業所長兼土浦事業所生産技術部長 設備管理部、環境安全部、品質保証部、研究・開発部、購買部担当(現在に至る) | 20,000株            |
|       |                                    | 監査等委員でない取締役候補者とした理由<br>製造部門、技術部門等での多岐に亘る経験、実績、見識を有しており、当社の製造部門等の一層の強化に適任であると判断し取締役候補者となりました。                                                                                                                                                                                                                                       |                    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3     | いなば えいすけ<br>稲葉 英介<br>(昭和31年4月25日生)                                                                 | 昭和55年4月 ㈱日本興業銀行入行<br>昭和63年12月 無所属海外派遣カナダ興銀出向<br>平成10年4月 国際営業第二部第二班副参事役(班長) 欧州委員会委員<br>平成13年6月 シンガポール支店副支店長<br>平成14年4月 ㈱みずほ銀行東京支店第二部副部長<br>平成15年3月 ㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行)(㈱シーザーパーク・ホテルアンドリゾートアジア出向)<br>平成17年12月 同行企業推進第二部付参事役<br>平成18年1月 ㈱みずほフィナンシャルグループ監査業務部参事役<br>平成21年6月 当社常務取締役役人事・総務部、経理部、監査室担当<br>平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員 人事・総務部、経理部、監査室担当(現在に至る) | 22,000株            |
|       | 監査等委員でない取締役候補者とした理由<br>内部管理部門、内部監査部門等での多岐に亘る経験、実績、見識を有しており、当社の内部管理部門の一層の強化に適任であると判断し取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |
| 4     | なかせ まさひろ<br>中瀬 雅廣<br>(昭和31年8月13日生)                                                                 | 昭和54年4月 当社入社<br>平成20年4月 当社購買部長<br>平成20年6月 当社理事購買部長<br>平成25年6月 当社取締役建装事業部長 マーケティング部担当<br>平成26年6月 当社取締役兼執行役員建装事業部長 マーケティング部担当<br>平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員建装事業部長 マーケティング部担当(現在に至る)                                                                                                                                                                        | 20,000株            |
|       | 監査等委員でない取締役候補者とした理由<br>営業部門等での多岐に亘る経験、実績、見識を有しており、当社の営業部門等の一層の強化に適任であると判断し取締役候補者といたしました。           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |
| 5     | ※ まつもと こういち<br>松本 公一<br>(昭和35年7月26日生)                                                              | 昭和60年5月 東洋曹達工業㈱(現東ソー㈱)入社<br>平成21年6月 東ソー㈱財務部長<br>平成26年6月 同社購買・物流部原燃料グループ・リーダー(現在に至る)                                                                                                                                                                                                                                                                | 一株                 |
|       | 監査等委員でない取締役候補者とした理由<br>経営管理部門等での多岐に亘る経験、実績、見識を有しており、当社の経営管理部門の一層の強化に適任であると判断し取締役候補者といたしました。        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |

| 候補者番号                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 6                                                                                                          | ※<br>田中達也<br>(昭和26年6月29日生) | 昭和49年4月 三井石油化学工業(株) (現三井化学(株))<br>入社<br>平成15年6月 三井化学(株)石化原料事業部長<br>平成17年6月 同社理事石化事業グループ石化企画<br>管理部長<br>平成20年8月 同社退社<br>平成20年9月 田中藍(株)入社 常務取締役東京支社<br>長<br>平成22年7月 同社代表取締役社長 (現在に至る) | 一株                 |
| 監査等委員でない取締役候補者とした理由<br>事業会社の経営者として多岐に亘る経験、実績、見識を有しており、客観的かつ公正な立場で当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し取締役候補者といたしました。 |                            |                                                                                                                                                                                     |                    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
 3. 田中達也氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 田中達也氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員候補者であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                           | ※<br>平山達也<br>(昭和30年1月7日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成13年6月 当社建築部長<br>平成18年6月 当社理事西日本販売推進部長<br>平成22年6月 当社理事建築事業部長<br>平成26年6月 当社執行役員防水事業部長<br>平成27年6月 当社常勤監査役 (現在に至る) | 10,000株            |
| 監査等委員である取締役候補者とした理由<br>営業部門等での多岐に亘る経験、実績、見識を有しており、当社の経営に関する監査・監督の強化に適任であると判断し取締役候補者といたしました。 |                           |                                                                                                                                  |                    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2     | おおいし ひでお<br>大石 秀夫<br>(昭和25年4月9日生)  | 昭和49年4月 電気化学工業(株) (現デンカ(株)) 入社<br>平成12年6月 同社エンジニアリング事業部長<br>平成19年6月 同社執行役員大船工場長<br>平成22年4月 同社上席執行役員大船工場長<br>平成23年4月 同社顧問<br>平成23年6月 同社常勤監査役<br>平成27年6月 同社顧問 (現在に至る)<br>平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る) | 一株                 |
|       |                                    | 監査等委員である取締役候補者とした理由<br>製造部門、技術部門等での多岐に亘る経験、実績、見識を有しており、客観的かつ公正な立場で当社の経営に関する監査・監督の強化に適任であると判断し取締役候補者といたしました。                                                                                    |                    |
| 3     | かおもと こうじ<br>河本 浩爾<br>(昭和32年7月28日生) | 昭和55年4月 東洋曹達工業(株) (現東ソー(株)) 入社<br>平成17年6月 東ソー(株)財務部長<br>平成22年6月 同社理事経営管理室長兼 I T 戦略室長<br>平成25年6月 同社取締役経営管理室長兼 I T 戦略室長<br>平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る)<br>平成28年3月 東ソー(株)取締役経営管理室長兼購買・物流部長 (現在に至る)    | 一株                 |
|       |                                    | 監査等委員である取締役候補者とした理由<br>経営管理部門等での多岐に亘る経験、実績、見識並びに財務・会計に関する適切な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で当社の経営に関する監査・監督の強化に適任であると判断し取締役候補者といたしました。                                                                      |                    |

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
  3. 大石秀夫氏及び河本浩爾氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 大石秀夫氏及び河本浩爾氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年であります。
  5. 河本浩爾氏は、平成18年6月29日から平成21年6月26日までの間、当社の社外監査役でありました。
  6. 大石秀夫氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員候補者であります。

### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                  | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ほりたに こうじ<br>堀谷 宏志<br>(昭和44年5月13日生)                                                                            | 平成5年4月 東ソー(株)入社<br>平成27年1月 東ソー(株)経営企画・連結経営部（現在に至る）<br>平成27年6月 当社補欠監査役（現在に至る） | 一株                 |
| 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由<br>経営企画部門等での多岐に亘る経験、実績、見識を有しており、客観的かつ公正な立場で当社の経営に関する監査・監督の強化に適任であると判断し補欠の取締役候補者いたしました。 |                                                                              |                    |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 堀谷宏志氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

### 第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員でない取締役の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

当社の取締役の報酬額については、平成18年6月開催の第63回定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

つきましては、監査等委員でない取締役に対する報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内といたしたく存じます。

監査等委員でない取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役の員数は6名となります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

当社の監査役の報酬額については、平成18年6月開催の第63回定時株主総会において、年額74百万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役に対する報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額74百万円以内といたしたく存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものいたします。

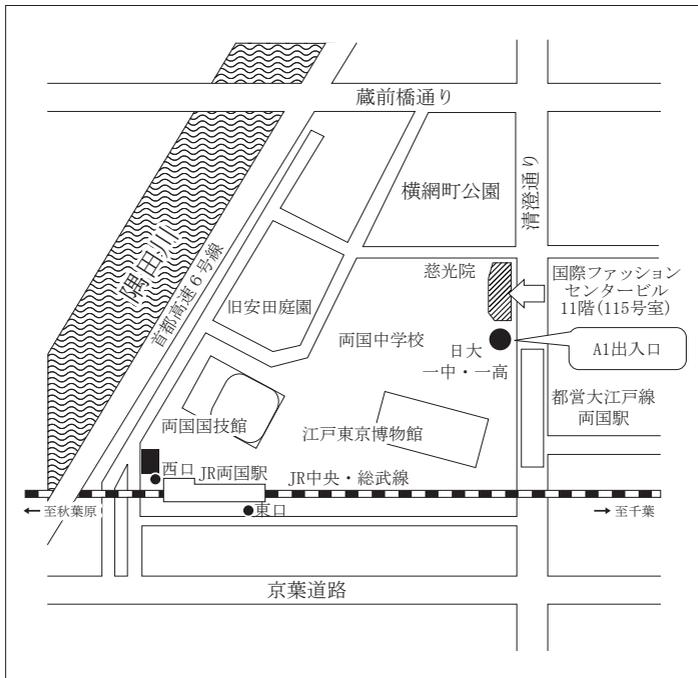
以 上





## 株主総会会場ご案内図

国際ファッションセンタービル  
11階 (115号室)  
東京都墨田区横網一丁目6番1号



JR総武線 両国駅 東口より徒歩6分  
都営大江戸線 両国駅 A1出入口に直結

ホームページアドレス  
<http://www.lonseal.co.jp/>